

## 包括連携に関する協定書

学校法人君が淵学園 崇城大学（以下「甲」という。）と INPIT 熊本県知財総合支援窓口（以下「乙」という。）および乙業務を独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）から受託した者（以下、「丙」といい、本協定締結時点においては株式会社フィールドワークス）は、甲乙丙間の包括的な連携に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が熊本県における知財支援及び起業支援等に関する事業において連携し、熊本県の経済活性化、知財活用等のオープンイノベーションを推進することを目的とする。

### （連携の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項（例示列举であり、これらに限定されない。）について連携し、協力するものとする。ただし、乙の業務範囲を超える案件については、丙による支援を得ることができるものとする。

- 1) 知的財産・法務手続きの相談・アドバイス
- 2) 甲から生じた知的財産（以下、「シーズ」という。）の評価に関する相談・アドバイス
- 3) シーズの社会実装に係る相談・アドバイス
- 4) シーズを基に起業した甲発の企業の資金調達に係る相談・アドバイス

### （個別契約又は協定）

第3条 本協定に関し、個別の具体的な契約又は事務に関し、必要に応じて甲乙丙間の契約を別途締結するものとする。

### （秘密の保持）

第4条 甲乙及び丙は、本協定により知り得た業務上の一切の情報等については、第三者に開示または漏えいしてはならず、かつ、第1条に定める目的以外には一切使用してはならない。但し、乙の委託元である独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）についてはこの限りではない。

### （有効期間）

第5条 この協定は、令和4年10月1日から発効し、有効期間は令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙又は丙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、本協定の有効期間は、同条件にて1年間延長されたものとみなし、以降も同様とする。

### （協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義等が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙丙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年9月30日

甲 熊本市西区池田4丁目2番1号  
学校法人君が淵学園 理事長 中山 峰男

中山 峰男

乙 熊本市中央区水道町7-16 富士水道町ビル2階  
INPIT 熊本県知財総合支援窓口  
事業責任者 本間 康夫

本間 康夫

丙 熊本市中央区上通町5-14階  
株式会社フィールドワークス  
代表取締役 古家 達也

古家 達也